

◆東秩父村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

(内容) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第4号)及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年厚生労働省令第5号)が平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するのです。

◆東秩父村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

(内容) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第4号)が平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものです。

◆東秩父村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容) 高齢者の医療の確保に

関する法律(昭和57年法律第80号)の改正に伴い、本条例を改正するものです。

◆埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

(内容) 埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議するものです。

◆埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

(内容) 平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するものです。

一般質問については、今後「議会だより」が発行されるため、そちらに掲載されます。

なお、今後、「広報東秩父」の議会報告は案件のより詳しい説明を掲載し、何が変わるのか、また、村民の皆さまにどのような利益をもたらすのか、分かります。やすく解説するようにします。

今回は、日程および紙面の都合上叶いませんでしたが、次回6月議会定例会では掲載予定ですので、ご承知ください。

集合狂犬病予防注射を実施します

犬の所有者は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。今回の集合注射を利用して、予防注射を受けるようにしましょう。

対象となる犬

生後91日(3ヶ月)を経過した犬。

集合狂犬病予防注射を受けられない場合は、お近くの動物病院などで注射を受け、役場で注射済票の交付を受けてください。(注射済票と交付手数料550円をご持参ください。)
※ 飼い犬が死亡した時は、役場までご連絡ください。

注射日程および会場

実施日	会場	時間
4月3日(火)	高齢者生きがいセンター	9:30~10:00
	東秩父村役場(表駐車場)	10:15~10:45
	東秩父村ふるさと館(旧大内沢分校)	11:00~11:30
4月4日(水)	保健センター	9:30~10:00
	皆谷集落センター	10:15~10:45
	白石車庫	11:00~11:30

◇登録済の犬

狂犬病予防注射料	2,750円	登録手数料	3,000円
注射済票交付手数料	550円	狂犬病予防注射料	2,750円
計	3,300円	注射済票交付手数料	550円
		計	6,300円

◇新規登録の犬

「安全に集合狂犬病予防注射が受けられるために」

狂犬病は、感染して症状が出てしまうと、人も犬も100%死亡する恐ろしい人畜共通伝染病です。犬ができるだけ安全にこの注射が受けられるよう次のような点に気を付けてください。

- ①予防注射は、犬の健康状態がすぐれない時は接種を延期します。
- ②健康に対して不安がある場合は、かかりつけの獣医師に事前に相談してください。
- ③健康な状態であっても、ごくまれにショック症状等、副作用が起こることがあります。注射後は、犬の状態をいつもより注意深く観察してください。もし異常が出た時は、会場でもまだ注射が行われている時間ならば会場へ運んでください。会場での注射が終わっている場合は、最寄りの獣医師の病院へ連絡をしてください。

埼玉県獣医師会東松山班

※ 注射会場は混み合いますので、おつりのないようお願いします。 問合せ 保健衛生課 ☎82-1777